

平成30年 決算特別委員会質疑（平成30年10月10日）

◆北山委員 ちとせの未来を創る会、北山でございます。

それでは、通告に従いまして、質疑を行わせていただきます。

まず、大項目の1点目、歳入について、収入未済額と債権管理について。

今回は、収入未済額の項目がいろいろとございますが、21款諸収入の3項貸付金元利収入、132ページの部分に特化してお伺いをしたいと思います。

まず、1目総務費貸付金元利収入の1節特定地域生活支援資金貸付金収入、それから、2目の民生費貸付金収入の1節ウタリ住宅改良資金貸付金収入、また、4目の農林水産業費貸付金元利収入の2節農業振興資金貸付金収入に収入未済額がそれぞれ生じておりますけれども、それぞれの貸付金の貸し付け意図と、収入未済額が生じている主たる理由について伺います。

それから、それぞれの額には滞納繰越額が含まれているものと思っておりますけれども、各貸付金の現年分と滞納繰越分別の調定額、収入済み額、収納率の内訳を教えてくださいたいと思います。

◎三崎保健福祉部長 私のほうから、ウタリ住宅改良資金貸付金についてお答えいたします。

初めに、貸し付けの目的であります。本事業は、北海道の補助金と市債を財

源に、アイヌの人たちが居住する住宅の改良または住宅の用に供する土地の取得を行う者に対し、必要な資金を貸し付け、アイヌの人たちの居住環境の整備、改善を図るとともに、公共の福祉に寄与することを目的としております。

収入未済額が生じている主な理由ということではありますが、収入を開始いたしました昭和49年から、延べ135件、109名の方に利用されておりますが、平成20年度以降は新規貸付実績がなく、多くは完済されているものの、病気や入院等、経済状況などの変化により少額納付にとどまっているケースあるいは納付がおくれているケース、貸付者本人及び連帯保証人のいずれも死亡し、相続人の納付が滞っていることなどが主な理由となっております。

次に、現年分及び滞納繰越分それぞれの調定額、収入済み額及び収納率ということでもありますけれども、まず、平成29年度の調定額3,701万4,228円のうち、現年分の調定額は317万6,664円となっております。このうち、元金分が278万6,395円、利子が39万269円となっております。

また、このうちの滞納繰越分の調定額でありますけれども、3,383万7,564円で、うち、元金が2,924万2,752円、利子分が459万4,812円となっております。

次に、平成29年度の収入済み額は430万8,946円となっておりますが、このうち、現年分の収入済み額は163万4,852円で、元金が142万4,4

41円、利子が21万413円となっております。

平成29年度の収入済み額の滞納繰越分については267万4,094円で、うち、元金が240万8,184円、利子が26万5,908円となっております。

収納率につきましては、現年度分が51.46%、滞納繰越分が7.9%となっております。

私からは、以上です。

◎島倉産業振興部長 私のほうからは、特定地域生活支援資金貸付金収入と農業振興資金貸付金収入についてお答えいたします。

貸し付けの目的及び収入未済額が生じた理由であります。

初めに、特定地域生活支援資金貸付金収入であります。これは、千歳川放水路計画の中止によって困難な経済環境にあります農業者に対し、生活支援資金を貸し付け、生活の自立を支援することを目的とした制度でございます。

収入未済額が生じた理由といたしましては、本人及び連帯保証人が自己破産していること、本人が死亡し、連帯保証人が消息不明であること、本人が自己破産し、連帯保証人が死亡していることのほか、本人が納付を怠っていることが理由となっております。

なお、この制度は平成15年3月末で廃止となっております。

次に、農業振興資金貸付金収入でございますが、これは、農業者に対し、必要

な資金を貸し付けすることにより、農業経営の促進に寄与することを目的とした制度でございます。

収入未済額が生じた理由といたしましては、本人及び連帯保証人が自己破産していること、経営不振により民事再生法に基づく債務整理が行われたことによるものでございます。

次に、それぞれの現年度分、滞納繰越分の調定額と収入済み額及び収納率についてであります。特定地域生活支援資金貸付金収入につきましては、現年度分の調定額が26万円、収入済み額がゼロ円、収入未済額が26万円、収納率はゼロ％となっております。

また、滞納繰越分につきましては、調定額が535万8,345円、収入済み額が1万円、収入未済額が534万8,345円で、収納率は0.19％となっております。

次に、農業振興資金貸付金収入につきましては、現年度分の調定額が1,882万5,268円、収入済み額が1,708万4,444円で、収入未済額が174万824円となっております。収納率は90.75％でございます。

滞納繰越分につきましては、調定額が522万5,421円、収入済み額が70万6,928円で、収入未済額が451万8,493円、収納率は13.53％となっております。

以上であります。

◆北山委員 細かい御答弁、ありがとうございました。

今、3つの貸付金についてそれぞれ御答弁をいただいたわけですが、特に、最初のウタリ住宅改良資金貸付金、それから、放水路計画に伴う特定地域生活支援資金貸付金については、既に、過去に貸し付けが終わっているということで、収入未済額の大半が滞納繰越分なのかなと解釈をいたしました。

それで、各貸付金の滞納繰越額のうち、今現在、1件当たりの最大の滞納額は幾らになるのか、それから、最も古い債権の年度は何年度のものになるのか、さらに、いわゆる債権回収不能と言われる、焦げつきと考えられる金額については幾らぐらいになるのか、お示しをいただきたいと思います。

◎三崎保健福祉部長 ウタリ住宅改良資金貸付金のほうですけども、まず、最も金額の大きい債権につきましては、過年度分滞納額として469万2,860円となっております。

また、債権のうちで最も古い貸し付けでありますけども、昭和51年度の貸し付けになっております。償還期間としては昭和51年から平成3年までということで、償還期限は過ぎておりますが、現時点でまだ残っているという状態です。

次に、貸付金のうち、債権回収が見込めないと考えられる金額ということでありまして、先ほども申し上げましたように、貸付者本人及び連帯保証人がい

ずれも死亡しており、相続人からも回収が見込めない場合、それから、債権者が自己破産している場合といったケースを拾い上げますと、7件で2,088万6,632円となっております。

以上です。

◎島倉産業振興部長 お答えいたします。

まず、収入未済額のうち、一番古い貸し付けて金額が大きいものと、回収が困難と考えられる金額ではありますが、最初に、特定地域生活支援資金貸付金収入につきましては、平成13年度と14年度の合計で255万円が一番大きい額でございます。

また、回収が困難と考えられる金額につきましては、本人及び連帯保証人が自己破産しているケースや、本人が死亡し、連帯保証人が消息不明であるケースは回収が難しいものと考えておまして、その額は2件で279万8,345円となっております。これは、収入未済額のうち49.9%を占めております。

次に、農業振興資金貸付金収入につきましては、一番古くて大きなものは、平成18年度から20年度の合計で346万1,762円となっております。

また、回収が困難と考えられる金額につきましては、本人及び連帯保証人が自己破産しているケースや、民事再生法に基づく債務整理が行われたものであり、その額は2件で598万2,292円で、収入未済額の95.6%となっております。

ます。

以上であります。

◆北山委員 ありがとうございます。

ちなみに、さっき御答弁がなかったのですが、ウタリ住宅改良資金貸付金の収入未済額に占める回収不能額の大体の割合というのはおわかりでしょうか。

◎三崎保健福祉部長 済みません。お答えいたします。

過年度分の滞納額全体に占める、回収が難しいと考えられている金額の割合であります。これは66.8%となっております。

以上です。

◆北山委員 ありがとうございます。

それで、今回の決算等審査意見書を見ますと、総括の中で、79ページのところなのですが、収納率の低下傾向がみられる負担金、使用料、貸付金収入等については、市民負担の公平性に鑑み、収納担当課等の体制強化も含め、収納対策の充実を期待する、こういう監査委員からの附帯意見が今回はつけられております。

今の御答弁でわかったように、この決算書には、現実に収納見込みのない滞納繰越額が相当額含まれているわけですが、決算書も予算書も一緒だと思っております。1本で表示されているために、当該年度の純粋な収納状況がどうなの

かといったこととか、収納努力をどのようにされているのかという痕跡が全然見えなくなっていると感じます。

それで、本年の6月に債権管理条例が施行されておりますが、先ほど言われていたような、破産申し立てによって既に裁判所から免責処分が下っているものとか、債務者や連帯保証人が死亡して、相続人もいないといったような債権については、徴収不能債権だと思いますので、速やかに不納欠損処分を行って、調定額から除いて、予算書、決算書に計上するものについては、額も実態に即したものにすべきなのじゃないか、そういうタイミングなのじゃないかなというふうに思います。

今後のことも含めてなのですが、それぞれの具体的な督促の手法、また、債権管理のあり方について、どのようにされていくおつもりなのか、お伺いしたいというふうに思います。

◎三崎保健福祉部長 初めに、ウタリ住宅改良資金貸付金についてお答えいたします。

具体的な督促の方法についてでありますけれども、現在、第1種非常勤職員をウタリ福祉推進員ということで配置しております。電話や訪問等で個別に相手方と連絡をとり、自主納付を促しているほか、納付が困難と認められる方に対しても、定期的に訪問し、生活実態の確認、経済状況の把握に努めているところで

あります。

次に、債権管理の考え方についてであります。本人及び連帯保証人のいずれも死亡している場合、あるいは消息不明で連絡がつかない場合、また、債務者が破産や時効となった場合などにつきましては、今年度制定いたしました千歳市債権の管理に関する条例に基づき、回収不能な債権の処分について検討してまいりたいというふうに考えております。

従前も、基本的には、民法上の時効は10年ということで、時効の援用などが適用される場合に、その都度、不納欠損ということで処分しておりましたけども、今回、条例が制定されましたので、明らかに回収が困難だと判断されるケースについては、条例の趣旨にのっとり対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

◎島倉産業振興部長 お答えいたします。

私からは、特定地域生活支援基金貸付金収入と農業振興資金貸付金収入についてお答えいたします。

まず、それぞれの収入未済額への対応についてでございますが、基本的に、法的な処分がなく、市内に在住されている方につきましては、現在も、電話や訪問などで個別に連絡をとり、自主納付を促しているところでありまして、今後も、

相手方と定期的に面談を行うなど、引き続き、債権の回収に努めていきたいと考えております。

次に、債権管理の考え方についてであります。今までの収入未済額のうち、民事再生法に基づく債権整理や自己破産など、債権の回収が困難である場合に つきましては、千歳市債権の管理に関する条例に基づきまして、回収不能な債権を放棄するなど、適切な措置を検討していきたいというふうに考えております。

以上であります。

◆北山委員 先ほど申し上げた監査委員からの意見にもあるように、やっぱり、公平性がきちんと担保されるように取り組んでいただくというのが大原則ですので、返済の可能性がある方については、きちんと区別をして、きちんと督促して促すよう取り組んでいただきたいとお願いして、次の項目に移らせていただきます。

それでは次に、大項目の2です。

大項目の2から5までは、昨年度、私が予算特別委員会で質疑をさせていただいた項目になります。その際の答弁に基づいて、ちょっと振り返りをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

大項目の2の総務管理費、2款総務費、1項総務管理費、3目職員管理費、事項別明細では158ページ、事業概要では354ページになります。

そのうちの職員研修業務経費についてお伺いをいたします。

昨年の予算特別委員会の中では、千歳市女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画に基づく女性リーダーの育成と超過勤務縮減について質疑をさせていただきます。その答弁に関する確認をお願いいたします。

1点目ですが、具体的に計画を推進するための、男性職員の配偶者出産休暇の取得率向上など5つの目標設定と、具体的目標数値について、その質疑の際に御答弁をいただいております。

それぞれの項目について、平成29年度の達成状況をお伺いいたします。

◎佐々木総務部長 お答えいたします。

千歳市女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画の5つの目標の進捗状況ということでございます。

まず、1つ目の配偶者出産休暇についてであります。これは、男性職員が配偶者の入院以降2日以内で取得できる休暇ということになってございます。

平成26年度の実績は85%、平成29年度は80%と5ポイント減少しておりますが、その他の休暇制度といたしまして、育児参加休暇というものがございまして、こちらにつきましては、平成26年度の実績が15%であったものが、平成29年度では76.7%と大幅にふえていることから、職員それぞれの状況に合わせて、これらの休暇を職員のほうで選択しているということだと考えて

おります。

2つ目の職員の年次休暇の平均取得日数であります。こちらの目標は年12日以上としておりますが、平成27年、28年については平均で8.9日ということになってございまして、平成29年は10.2日で、前年から1.3日増になっております。こちらについては、イクボス宣言などにより、年次有給休暇の取得率の向上が図られてきているというふうに考えてございます。

3つ目の行政職における課長職以上の職員に占める女性職員の割合についてでございます。こちらにつきましては、平成26年度は6.5%となっておりますが、平成30年4月段階では8.1%となっており、1.6ポイント上昇しているという状況になってございます。

次に、4つ目の行政職における係長及び主査職、いわゆる監督的地位にある職員に占める女性職員の割合についてであります。こちらにつきましては、平成26年度の17.4%に対して、平成30年4月段階では23%となっており、5.6ポイント上昇しているということでございます。

最後に、5点目の女性職員の昇進意欲の引き上げにつきましては、数値的な把握を行っておりませんが、女性職員のキャリアアップ研修の中で、女性管理職の講義などを通じて、人生に変化が生じてもキャリアは積み上げていくことができることなど、受講報告書の中で、多くの気づきを得られ、意欲の向上に

もつながっていると、そのようなことが確認できております。

今後、次期計画の策定にあわせてアンケートを行うなど、具体的な意識について把握していきたいというふうに考えております。

以上であります。

◆北山委員 ありがとうございます。

おおむね好調に推移をしているというふうに受けとめました。

もう一点、時間外労働削減の手段といたしましては、その際に、1点目として業務プロセスの再設計、2点目としてフレックスタイムの導入、3点目としてICTを活用した業務見直し、4点目としてノー残業デーにおける定時退庁の促進、5点目として会議時間や会議資料等に関する庁内ルールの策定、6点目としてICカードによる出退勤管理、これらに取り組むという御答弁がありましたけれども、それぞれの進捗状況を教えてください。

◎佐々木総務部長 お答えいたします。

時間外労働の削減の各項目の進捗状況でございます。

1点目の業務プロセスの再設計につきましては、平成29年度から、次長職を対象に業務改革ヒアリングを実施しております。また、平成30年度からは、より実効性を高めるため、全課を対象に、業務改革シートの提出をお願いしております。その中では、民間委託とかICTの活用、業務の見直しや事務の効率化、

その他の業務改善、ほかの課への業務改善の提案など、104件の報告があったところでございます。

小さな改善から改革まで、いろいろありますが、こちらを主体的に考えて実行することで、事務の効率化、業務の削減につながっていくものというふうに考えさせていただきます。

2点目のフレックスタイム制の導入につきましては、本年の6月から9月までの間、時差出勤制度の試行というのをやっております。今後、職員のアンケート調査等で実績を把握の上、その効果などについて検証してまいりたいというふうに考えております。

3点目のICTを活用した業務見直しにつきましては、総合行政システムを新システムに入れかえるということもありまして、そのシステムに即した業務フローの見直し、それから、税、各種料金の納付書の様式が業務ごとに異なっているのですが、それを統一化して、収納管理業務の効率化につなげること、また、会議等のペーパーレス化、電子決裁の検討に着手をしているところでございます。

4点目のノー残業デーにおける定時退庁の促進であります。平成29年10月から、水曜日に、職員による定時退庁を促すアナウンスを実施しております。それから、職員ポータルサイト上で、ノー残業デーの周知を行っております。

さらに、本年、平成30年8月ですが、ワーク・ライフ・バランス推進強化月間ということで、全庁一斉退庁や一斉消灯の取り組みを行ったところでございまして、ワーク・ライフ・バランスについての意識が、一定程度、浸透してきているものというふうに考えております。

5点目の会議時間や会議資料等に関する庁内ルールの策定であります。こちらにつきましては、平成29年11月に、効率的な会議のための庁内ルールを策定して、庁内に周知したところであります。内容につきましては、何点かありますが、例えば、報告等の伝達にとどまる会議は開催しないとか、資料については事前に配付することを原則にするとか、会議の時間は原則1時間以内とし、冒頭で会議の目的等をあらかじめみんなで確認するというところでございます。

それから、昨年、委員から御提言がありました議会の答弁書の調整につきましても、あらかじめ終了時間を定め、深夜にまで及ばないようにするというのもその中で規定しているところであります。

6点目のICカードによる出退勤管理についてであります。こちらにつきましては、職員の在庁状況を把握して、業務量の適正化を図ることを目的に導入を検討していたところでありますが、第2庁舎の開設と総合行政新システムへの移行ということもありまして、費用面、運用面を含めて、改めて検討していきたいと考えております。

これらの取り組みによりまして、時間外勤務時間数につきましては、平成28年度で前年度比0.8%の減、平成29年度については前年度比7.7%の減ということで、徐々にではありますけれども、時間外勤務の削減につながっていると考えております。

以上です。

◆北山委員 着実に成果が出ているという御答弁でございますので、このペースをきちっと維持していただければなというふうに思います。

昨年の予算特別委員会の際には、管理職が率先垂範して定時退庁に努めていないと、職員の全体のワーク・ライフ・バランスは改善しないし、管理職を目指す女性職員もふえないのではないかということをお知らせしました。

今の御答弁で、その辺につきましても鋭意改善を図っていただいているということがわかりましたので、安心をしておりますけれども、その後、特に、管理職の超過勤務実態の把握とか、健康管理を含む職務環境の改善を図ってきているという実績がございましたら、教えていただきたいと思っております。

◎佐々木総務部長 お答えいたします。

管理職の時間外勤務の実態の把握につきましては、先ほど申し上げました女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画のアンケート調査、それから、平成29年度に行った職員の意識改革アンケート等から、平均して月30時間程

度の時間外労働の実態を把握しているところでございます。これは国家公務員と同水準と把握をしております。

管理職の職務環境の改善につきましては、職員の意識改革アンケート調査では、上司の意識が変化したなどの項目が増加しておりますので、イクボスの取り組みを通じて、ライフの充実、ワーク・ライフ・バランスの意識の向上が一定程度図られてきているのかなというふうに考えております。

一般的に、管理職というのは多くのストレスを抱えていると言われております。平成28年度から、全職員を対象に、ストレスチェックというものを導入しております。そのストレスチェックに基づいて、ストレスの度合いをチェックしているところでございまして、総務部の保健師の専門の職員による相談、それから、さらにストレスレベルが高い職員については、精神保健産業医による面接指導を受けるなど、メンタルヘルス全般の不調を未然に防ぐ体制を設けているところであります。

それで、ストレスチェックの結果ではありますが、細かくは申し上げられませんが、平成28年度と29年度の管理職の高ストレス者の率については、改善傾向となっております。管理職は行政のかなめでありますから、今後も、リーダーシップを最大限発揮して、管理職の労務管理に努めてまいりたい、このように考えております。

◆北山委員 これまで、管理職は時間外手当等の支給対象じゃなかったということで、恐らく、時間外勤務等の実態についても、きちんとした把握とか管理がされてこなかったと思います。

先ほども言われていたように、ＩＣカードによる出退勤管理などが今後出てくるということであれば、そこら辺の実態もきちっと管理できると思いますので、特に健康管理の部分についてはよろしくお願ひしたいというふうに感じます。

続きまして、大項目の３点目に移ります。

水産業費について、６款農林水産業費、３項水産業費、１目水産振興費、事項別明細では２６６ページ、事業概要では４００ページになります。

ヒメマス地域特産品ブランド化事業費についてお伺いをいたします。

まず、支笏湖産ヒメマス販路拡大等支援事業補助金２１万２,３８６円によって行われました事業の内容及び成果について教えていただきたいと思います。

◎小田観光スポーツ部長 お答えいたします。

支笏湖産ヒメマス販路拡大等支援事業補助金は、支笏湖産ヒメマスのブランド力を高め、支笏湖への誘客を促すため、事業の実施主体であります支笏湖漁業協同組合に交付するものであります。

平成２９年度の具体的な事業内容ではありますが、地域団体商標の登録に向け

て、既に地域特産物の登録を行った団体に対する視察研修の実施と、支笏湖産ヒメマスのおいしさを広く知っていただくため、道の駅サーモンパーク千歳において、ヒメマスの塩焼きの販売を実施したところであります。

次に、その成果であります。地域団体商標の視察研修では、厚岸町の大黒さん及び釧路市の釧路ししゃもについて調査してまいりましたが、どちらも、そのブランド名の周知から申請、そして登録まで、かなりの年数がかかっていること、周知方法や登録後の活用など、さまざまな課題を確認でき、ブランド化を進めるに当たりましては、申請団体と自治体が十分に連携して進める必要があることを確認したところであります。

また、昨年10月1日に実施いたしました、道の駅サーモンパーク千歳での支笏湖産ヒメマスの塩焼きの販売では、その販売中に2度も訪れて購入されたお子様連れの御家族がいたなど、大変好評だったところでありまして、支笏湖産ヒメマスのおいしさ等のPRが図られたものと考えております。

以上であります。

◆北山委員 昨年の予算特別委員会の質疑の中で、ヒメマスのブランド化の推進を図るために、ヒメマスを一人でも多くの観光客の方に食してもらう機会をふやすべきだと御提言させていただきまして、従来 of 事業に加えて、道の駅においても、イベントブースを設けて、観光客にヒメマスを食べていただく機会を設

けるという御答弁をいただきました。

それで、今のお話ですと、実際に道の駅で塩焼きを提供して、食べた方が大変喜ばれたという実績をつくっていただいたとのことですので、お約束いただいた事業はきちっとやっていただけたのかなというふうに思います。

私が、予算、決算特別委員会の質疑でヒメマスのこと取り上げるのは、これで4回目となります。平成29年度に、ヒメマス地域特産品ブランド化事業費が新設されたのも、私の熱意ととっていただけるかどうかはわかりませんが、しつこさが功を奏したということであれば、質疑を続けてきたかいたったのかなと思うわけです。

今の補助事業の担い手である漁協ですけれども、この漁協の本来の役割というのは、私としては、品質のよいヒメマスを継続的に繁殖させていくことと、遊漁者からの買い付けも含めたヒメマスの安定的な供給量確保に尽きるのかなというふうに思っております。支笏湖産ヒメマスのプロモーションは、漁協に任せ切りにするのではなくて、やはり、市民も含めて全市一丸となって取り組まなければいけない課題だというふうに感じるところです。

それで、今定例会の市長行政報告の中でも、今年度の釣果については、これまで最高だった平成26年度に次ぐ15万5,450尾の当たり年だったという御報告があったばかりですが、今年度のブランド化事業の成果についても非常

に期待をするところであります。

今後、この事業を必ずや成功に導くという意気込みとか展望について、もし部長のほうで御所見があれば、最後にお伺いをしたいというふうに思います。

◎小田観光スポーツ部長 地域団体商標登録をなぜ行うのかといったところにつながるのではないかと思いますけども、支笏湖産ヒメマスのブランド化を推進して、他の湖のヒメマスとの差別化と付加価値の向上を図ること、また、商標登録を行うことによりまして、支笏湖という地域名称を入れられるため、通常を取り組みとあわせて、支笏湖地域の知名度アップ、イメージ向上につながるといったことを考えてのものであります。

今般、6月の漁協の総会において、支笏湖チップというふうに正式にブランド名を確定いたしましたので、私どもといたしましては、支笏湖の漁協、支笏湖の地域の方々と連携いたしまして、知名度の周知、おいしさの周知に取り組んでまいりたい、このように考えているところであります。

◆北山委員 一昨年の決算特別委員会の質疑でお伺いしたときは、なかなか釣果がすぐれず、事業も余りできないという御答弁があったと記憶をしておりますけれども、やはり、釣果とか天候とかといった前提条件を一つ一つ考えると、何もできないということになっちゃいますので、その年々の与えられた条件の中でベストを尽くすという心構えが大事なかと考えます。今後の御検討を期待

申し上げます。

続きまして、大項目の4点目の消防費に移ります。

9款消防費、1項消防費、3目災害対策費、事項別明細では302ページ、事業概要で414ページになります。

自主防災組織育成事業費についてお尋ねをいたします。

この事業費を用いました市民協働プロモーション事業につきましては、自主防災組織の結成を促し、災害に強い人づくり、まちづくりの基盤を構築することを目的として、1点目としては災害図上訓練、2点目としては応急手当の講習会、3点目としては自主防災組織を結成しようとする町内会の支援、4点目としては防災講話の開催、5点目としては会員の資質向上を目的とする研修、こういったことを行うというふうに、昨年の予算特別委員会の質疑で御答弁をいただいたところです。

平成29年度に実際に行われました事業の実施項目とその成果について、ま
ずお伺いをいたします。

◎佐々木総務部長 お答えいたします。

事業目的につきましては、今、委員がおっしゃったとおりでございます。

平成29年度の実績といたしましては、まず、出前講座として、HUGなどによる災害図上訓練が16回、570名の参加、次に、普通救命講習及び一般救急

講習など応急手当講座が9回、316名の参加、それから、自主防災組織の設立、運営方法等の講座が2回、98名の参加ということで、合計27件、延べ984名の市民の皆さんの参加をいただいております。

そのほか、そなえーるで開催した防災フェスタ、市民防災講座等のイベントや総合防災訓練などへの支援を、防災マスターリーダー会の皆さんにお願いしているところであります。

成果についてであります。これらの事業の実施により、市民の防災意識の向上、それから、自主防災組織の結成率の向上が図られたところであります。

以上です。

◆北山委員 それから、昨年度当初の段階では、自主防災組織の結成率が73%だという御答弁がありました。現在は何%になっておりますか。

◎佐々木総務部長 お答えいたします。

自主防災組織の結成率ですが、10月1日現在で、78団体、結成率は75.5%となっております。

以上です。

◆北山委員 わかりました。

自主防災組織というのは、言うまでもなく、特に誰からの指示を受けずとも、機能的に災害時に対応しなきゃならないと思いますし、当然、地域によって、お

らがあってもいけないものだというふうに思います。

昨年の予算特別委員会での質疑の際は、私自身が所属する町内会の例を引き合いに出しまして、防災担当役員の高齢化が著しく、現実に組織化が難しい、厳しい町内会もあるので、地域防災の担い手として、行政が企業とか現役世代の若い人を積極的に育成するという手法も投入してはどうかと御提言させていただきました。

その際の御答弁では、行政が一方向的に結成や参加を促しても、組織が形骸化し、災害発生時には機能しないと考えられるので、共助精神を醸成するための機運を高めることに専念します、このような御答弁をいただいております。

この部分について、平成29年度内に、具体的にどのようなアクションを起こされたのかということをお伺いしたい。

さらに、この間の一般質問でも皆さんが御質問されましたけれども、北海道胆振東部地震がございました。その発生を踏まえた結果を見ても、昨年御答弁された考え方にお変わりはないのか。つまり、現在の市民協働事業による出前講座等の反復を行うことで、現実的に機能する自主防災組織と防災意識が地域に根づいていくというお考えなのかどうか、その点を確認させていただきたいと思えます。

◎佐々木総務部長 お答えいたします。

特に、若い現役世代、それから、地域の企業に勤める方に、自主防災組織などによる共助の重要性を理解していただくということは大変重要なものと考えております。

そういうこともありまして、総合防災訓練とか市民防災講座、出前講座などを継続的に実施することが重要であろうということで、平成29年度におきましても、これらの事業を実施し、啓発に努めてきたところであります。

特に、防災、減災意識、自助や共助の重要性は、若い年代から啓発を始めることが大変重要であるということもありまして、高校生以上を対象とした市民防災講座の基礎編及び応用編、さらに、小中学生を対象としたジュニア編を実施したところであります。

平成29年度と28年度を比較いたしますと、出前講座の受講数は、DIG、HUGなどの災害図上訓練で、4件、297名の方が増加しております。

応急手当の講座等でも、41名の増加が見られます。

また、そなえーるを利用された市民団体につきましても、事業所で4件、225名の増加、小中学校で1件、156名の増加、町内会を合わせた団体の合計で318名の増加となっております。このことは、これまで継続的に事業を実施してきたことが市民に浸透してきているものだというふうに考えてございます。

それから、先日の北海道胆振東部地震のことでございますが、そのとき、自主

避難された市民の方に対して避難所を開設いたしました。町内会館等を利用して、自発的に独自の体制により避難者への対応を行った町内会が複数あるということも聞いております。まさに、自分の身は自分で守る、地域の安全は地域で確保するという、自助、共助が具体的な行動であられた例だろうと考えております。

それらのことから、災害発生時については、市民が主体的に行動できることが極めて重要でございまして、改めて、自助、共助の周知に努め、主体的な活動を促すという姿勢については変わることはございません。

以上であります。

◆北山委員 これまで、市のほうでは、市民協働事業も含めまして、地域に対して何かアクションを起こすというときは、町内会を一つのベースとして、ずっと行って来たと思います。ただ、先ほど来申し上げているように、現実に町内会の状況も地域地域によって異なっていて、現実的に組織力とか構成年齢層が異なる町内会をベースとして、全部、一元的に施策を進めていくことは、高齢化が著しい時代に入ってきて難しくなっているというふうにやはり感じます。

これ以上の質疑については、この場になじまないと思いますので、また次の機会にでも掘り下げさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、次に移ります。

大項目の5点目の教育費について、10款教育費、1項教育総務費、2目教育振興費、児童生徒安全対策事業費です。

事項別明細では308ページ、事業概要では416ページになります。

まず、1点目ですが、平成29年度から市提案型の市民協働事業としてスタートしたというふうに理解をしておりますが、新規に協力していただける店舗や事業所はどの程度ふえたのでしょうか。

また、私が、昨年、予算特別委員会で提案した、生徒や保護者と一緒に登下校ルートを確認しながら、110番の家を児童に把握させるという試みについては、実際に行われたのか否か、その辺を確認したいと思います。

◎澤田教育部長 お答え申し上げます。

初めに、新規に協力していただける店舗や事業所が、どの程度ふえたかということでございますが、平成29年度の概要を申し上げますと、初年度となる平成29年度につきましては、登録している110番の家の現状を再確認し、既に転居している一般家庭や、廃業、移転している店舗、事業所などについての調査を重点的に行っております。

この結果、そうした家庭、事業所のほかに、高齢等を理由に登録を辞退する家庭もあり、登録していただいた110番の家のうち、一般家庭では60件の減、店舗、事業所では18件の減、合計で78件の減となった一方で、御質問のあり

ました新規で登録していただいた件数が、一般家庭で14件、店舗、事業所で1件となりました。

このことから、全体の登録数では、平成28年度の1,115件から、平成29年度は1,052件の登録数となっております。

2年目となる平成30年度につきましては、引き続き、現状の再確認を行うとともに、新聞広告の活用のほか、店舗、事業所へ個別に訪問することなどによって、110番の家の拡充を積極的に行うこととしております。

次に、子ども110番の家の周知についてであります。児童に配付したマップに、子ども110番の家の所在確認をするよう記載しているほか、各学校から児童へ配付する際に、マップの活用と110番の家の所在確認について、保護者に対し文書での通知や、担任から子供に配付する際、各家庭で所在場所を確認するよう指導しております。

そのほか、昨年、委員から御提言がありました。集団下校時等に引率教員が一緒に下校ルートを歩く際に、110番の家の所在確認をしている学校もございます。

なお、今年度作成するマップの配付時には、110番の家の所在場所の確認について、改めて文書等で周知してまいります。

以上です。

◆北山委員 今、事業所とか登録する110番の家のブラッシュアップを図っているということでした。一時的に数が減ったことは理解をいたしますけれども、せっかく、そういうマップを作成されているわけですから、児童に適切に把握させるという試みは継続していただきたいなと思います。

次に、昨年の質疑の中で、見守り隊との連携が図れるように、110番の家の所在マップを見守り隊のほうにも配付していただきたいというお願いをして、全員に配付するという御答弁をいただいたのですけれども、110番の家所在マップは、実際に見守り隊全員に配付をされたのでしょうか。

それから、現在のマップは、いつの段階で更新をされるのか、お伺いをいたします。

◎澤田教育部長 お答えいたします。

平成29年度に作成したマップにつきましては、本年3月に各学校に配付した際に、見守り隊員への配付も依頼したところであります。しかしながら、今現在、配付していない学校が2校見つかりました。そのほか、見守り隊の一部に行き渡っていない学校もありましたことから、学校に対し、速やかに配付するよう指導したところであります。

次に、更新についてであります。現在配付しているマップにつきましては、平成29年12月現在の登録状況をもとに作成しておりますが、平成30年度

においては、新規の一般家庭、店舗、事業所等の拡充を積極的に行い、平成31年3月には、各学校へ更新後のマップを配付する予定となっております。

◆北山委員 ありがとうございます。

たまたま、私はいただいていたので、恐らく、配付していない2校の中に含まれていたのではないかなと思いますが、実際には、しっかりと手続をとっていただいていたということで、こちらの事業については、お約束どおり実施をしていただいたということで、評価したいと思います。

以上で、私の平成29年の予算質疑項目に対する結果の確認は終わらせていただきまして、最後の大項目6点目の衛生費のほうに移ってまいりたいと思います。

4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費の中で、家庭ごみ有料事業費についてお伺いをいたします。

事項別明細では248ページ、事業概要では394ページになります。

先般、市民の方からお問い合わせをいただいてわかったのですが、家庭ごみ用の有料ごみ袋が売られているスーパーの売り場で、ごみ袋は中国製という表記がされている、本当に中国製なのかというお問い合わせをいただきまして、早速、確認をさせていただきました。

結果としては、中国製だということなのですが、実際、私の自宅にあった、燃

えるごみ、燃えないごみ、それから、プラスチック包装容器のごみ袋のパッケージを見ましたら、いずれにも、メード・イン・チャイナという、生産地を示す表記はなかったわけですけれども、どうしてパッケージのほうには記さないで、売り場のほうに表記をされているのか、その理由についてお伺いをしたいと思います。

◎鈴木市民環境部長 お答えいたします。

ごみ袋の生産地にかかわります表示についてであります。指定ごみ袋の作製につきましては、毎年、指名競争入札によりまして業者を決定しております。

昨年5月30日に入札を行いまして、受注業者が中国で生産した製品を納品しているところであります。

製品の輸入に当たりまして、函館税関のほうから、外装に原産地国名が表示されていないことから、消費者が誤解する可能性があるという御指摘をいただきましたことから、税関と協議いたしまして、販売店舗の売り場において原産地の表示をすることとしたところであります。

以上であります。

◆北山委員 まさに、今、御答弁いただいたように、消費者としては、国産品のごみ袋だというふうに思っていた方が多かったのではないかと思います。私もそう思っておりました。

そこで、新たな疑問としまして、自治体である千歳市が外国産のごみ袋を採用していることについて、その理由は何かということになります。

例えば、日本製、中国製で値段が違って、いろいろ選べるということであれば、好きなものを選べばよいと思うのですけれども、市が発注をかけて、競争入札でとった業者から納められたもの1種類しかないわけです。

内需拡大という観点を考えると、品質的に、中国製だからだめということではもちろんないですが、国産であれば、一般的に安心だというイメージがありますので、そういった観点からも、やはり、日本国内で生産されたものを採用すべきじゃないのかなと思うわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

◎鈴木市民環境部長 外国産のごみ袋を採用している理由というお尋ねであります。指定ごみ袋の作製に係る入札におきましては、国内、国外のいずれで生産するかは、特に制限を設けているものではございません。

市では、指定ごみ袋の種類、作製数量、形状、寸法、容量、材質などの品質を仕様書に明記いたしまして、その条件を満たして、最も低価格で落札した業者が受注をすることとしておりまして、その結果、生産地が外国であったということでもあります。

以上であります。

◆北山委員 わかりました。

それで、いつから、中国産の指定ごみ袋のほうに切りかえられていたのでしょうか。その時点で、市民への周知、アナウンスというのはあったのでしょうか。その辺をお伺いします。

◎鈴木市民環境部長 お答えいたします。

国外産となった時期についてのお尋ねであります。関係文書の保存期間であります平成25年度から29年度までの過去5年間の資料を確認いたしましたところ、毎年度、国外産となっていることを確認しております。それ以前につきましては、文書の廃棄がございまして、文書では確認できませんでしたが、平成21年度から国外産に切りかわったものというふうに考えております。

また、国外産となった時点での市民への周知であります。当時の広報ちとせを確認いたしました。記載がございませぬことから、特に周知は行ってないものというふうに考えております。

◆北山委員 私が、この間たまたま平成27年度の決算書を見たら、家庭ごみ有料事業費のうち、消耗品費の決算額が3,714万6,816円であったのですが、平成29年度の決算書を見ますと、2,781万9,585円で、1,000万円近く減少しています。

これが、ごみ袋の調達コストが下がったというターニングポイントなのかなと思っておりましたが、今の御答弁ですと、ごみ袋の調達コストは一切関係ないと

いうことでよろしかったでしょうか。確認です。

◎鈴木市民環境部長 指定ごみ袋の単価についての御質問でありますけれども、燃やせるごみ、燃やせないごみの袋の単価は、１リットル当たり２円としております。プラスチック製容器包装のごみ袋は、１リットル当たり１円としております。これにつきましては、家庭廃棄物の処理手数料を条例で定めているところがあります。

この単価の設定に当たりましては、ごみの収集運搬経費と焼却処理費、破碎処理などのごみ処理に係るごみ処理経費から算出をした上で、受益者負担を考慮いたしまして、その負担率、これは３分の１と定めておりますが、それを乗じて、ごみ袋の単価となります家庭廃棄物処理手数料を設定しているところであります。

ごみ処理経費の中には、ごみ袋の作製費用が含まれているのでありますが、ごみ袋の作製費用がごみ処理経費に占める割合については、平成２８年度の実績で申し上げますと、家庭ごみにかかわるごみ処理経費などが９億１，８７３万８，０００円となっておりまして、ごみ袋の作製費用は２，７４８万３，０００円でありまして、占める割合は２．９％でありますことから、ごみ袋の作製費の若干の増減につきましては、ごみ袋の単価に影響するものではないというふうに考えているところでございます。

以上であります。

◆北山委員 今の御答弁ですと、全体経費に占める作製費の割合が3%弱という事です。

それで、もし、国産品を指定する、要は、仕様書の段階で日本国内のものを使用することというふうにした場合、入札金額としてはどの程度上昇して、例えば市民が買う指定ごみ袋の価格にも影響するというふうにお考えなのか、それは全体経費の中で吸収できる範囲とお考えなのか、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

◎鈴木市民環境部長 お答えいたします。

ごみ袋の生産を国内と指定することに伴う入札金額の上昇についてのお尋ねであります。平成29年度の入札におきましては、ごみ袋は全体で11種類ありますが、このうち10種類のごみ袋、合計約586万枚を作製しております。この生産地は全部、国外産でして、金額につきましては約2,800万円となっております。

同様の条件のもとで、国内産で試算いたしますと約4,300万円となりまして、国外産と比較いたしますと約1,500万円の増加、率にしますと約1.5倍となるわけですが、先ほど御説明させていただきましたように、ごみ袋の作製費用の単価は、全体の約9億円の約3分の1の負担ということから算出し

ておりますことから、その費用がそのまま直接影響するものではないと考えて
おります。

◆北山委員 どうしても国外産はだめということは、もちろんないわけですが
れども、懸念されるのは、指名競争入札で入札単価がどんどん低減化していくと
いうことになりますと、市民感情として一番心配なのは、どんどん質が悪くなっ
ていくのじゃないか、安かろう悪かろうに傾いていくのではないだろうかとい
うことです。

一般に、ポリエチレンは有毒性がない素材であるというふうに言われていま
すけれども、先ほども言ったように、ごみ袋のパッケージ自体に生産国も表示さ
れていないですし、工業規格等の適合マークのようなものも別に書かれていな
い、そういったものを燃やしても、土中に埋めても、赤ん坊がなめても大丈夫な
のか。

例えば、きちんとした素材でつくられていて、無害のインクで印刷されている
ごみ袋がちゃんと納品されているのかという、安全性の検証が大事ななと思
いますが、そこら辺の安全性の考え方、そして、安全性の確認について市で独自の
検証を行っている部分があるのかどうか、そこを最後にお伺いしたいというふ
うに思います。

◎鈴木市民環境部長 お答えいたします。

ごみ袋の安全性に関する御質問であります。

まず、1点目といたしまして、指定ごみ袋の材質であります。今、委員もおっしゃいましたが、ごみ袋の作製の発注に当たりましては、ポリエチレン製とすることで、品質の安全性に問題がない材質を使用することとしております。

2点目といたしまして、証明書の提出であります。指定ごみ袋、外装袋の印刷に使用いたしますインクにつきましては、有害なカドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロムを含まないものとして、納品時に第三者分析機関が行いました検査の報告書に基づく証明書の提出を受けております。

3点目といたしまして、事前検査であります。市では、納品前に事前検査を行うこととしておりまして、仕様書に適合しているかを確認するため、外装袋に詰めた全種類のごみ袋のサンプル品の提出を受けまして、印刷に使用している顔料、インクについて仕様書に適合することを証明する書面の提出と説明を受けておりまして、こういったことを通じまして、独自に確認、検証を行い、安全性の確保に努めているところでございます。

以上であります。

◆北山委員 ありがとうございます。

今の御答弁で、実際に第三者機関で検査を行い、市のほうでも一定の確認を行っているということですから、できたら、次回作製する部分からでも、原産国表

示とあわせて、安全性についてのきちんとした検証、確認を行っているという一文をぜひ袋のほうに沿えていただきたいと思うわけですが、その点だけ、いかがでしょうか。

◎鈴木市民環境部長 手法はどうか、わかりませんが、製品の安全性についてはPRを図ってまいりたいと思っております。

以上であります。

○松倉委員長 これで、北山委員の質疑を終わります。